

# WTO 法における国内規制権限の範囲

—貿易の自由化の目的と加盟国の規制権との間における均衡点に焦点を当てて—

国際経済法研究会

2018年2月23日

邵 洪範<sup>1</sup>

## 第1章 序論

### 1.1 背景

・WTO法の規律(貿易の自由化の義務)と非貿易的関心事項に対処するための国内規制権限

⇒ 緊張関係をもたらす両者の関係

⇒ WTO法のもとで、加盟国の正当な規制権限はどの範囲で認められるか

#### 1.1.1 貿易の自由化の目的と加盟国の規制権との間における均衡点

・パネルや上級委員会(以下、紛争処理機関)が言及する「均衡点」

⇒ この「均衡点」を念頭に置き、ガット、TBT協定、SPS協定の規範構造を理解する必要性

#### 1.1.2 ガット、TBT協定、SPS協定の相互参照:動態的な研究の必要性

・相互参照の手法を通じた協定解釈

⇒ 各協定における国内規制権限に影響を与えるような形で展開される相互参照(解釈基準の移植)

#### 1.1.3 WTO法における審査基準と国内規制権限

・国内規制権限に大いに影響を与える審査基準

⇒ どのような審査基準の適用が想定されているかを確認する必要性

### 1.2 研究目的及び構成

・本稿の目的

⇒ 以上の背景を踏まえて、WTO法における国内規制権限の現状を評価することを目的とする。

・ガット、TBT協定、SPS協定における国内規制権限の現状を把握(第2章~第4章)

⇒ ガット・TBT協定・SPS協定における関連規定の規範構造を検討し、

⇒ 各協定における国内規制権限の現状を評価する。

・ガット・TBT協定・SPS協定の相互関係に照らし、相互参照の動向を確認(第5章~第6章)

⇒ 協定間の相互参照の実行を確認し、その根拠及び国内規制権限に与える影響を検討・評価する。

<sup>1</sup> 東京大学 大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター 特任研究員(4月から)

### ・審査基準と国内規制権限(第7章)

- ⇒ WTO法における審査基準がどのように定義され、どのような形で適用されているかを検討し、
- ⇒ 国内規制権限の保障という観点から、適切な審査基準が導き出されているかを評価する。

### ・結論

- ⇒ 以上の検討を土台に、WTO法における国内規制権限の現状を評価する。

## 第2章 ガットにおける国内規制権限

### 2.1 概要

#### ・「規則-例外」の規範構造

- ⇒ 規則(主に3条4項)と例外(20条)の各々の文脈における国内規制権限の位置づけを確認する必要性

### 2.2 内国民待遇原則(3条4項)-規制目的の役割-

#### ・ガット3条4項の審査

- ⇒ ①国内措置であること、②輸入産品と国内産品が「同種の産品」であること、③国内産品に比べて輸入産品に「不利な待遇」が与えられていること。

#### ・ガット3条1項(保護主義の防止)と4項の関係

- ⇒ 「国内生産に『保護を与えるように』に適用してはならない」という保護主義の防止原則を定める3条1項
- ⇒ 保護主義ではなく、正当な規制目的である場合は、3条4項の違反が治癒されるか否かの問題
- ⇒ 様々な変遷を重ねてきた紛争処理機関の実行

#### 2.2.1 「同種の産品」の判定

##### ・「同種性」の判定

- ⇒ 基本的に産品間における競争関係(competitive relationship)の性質及び程度を決定すること
- ⇒ 4つの基準、①産品の物理的特性、②市場における産品の最終用途、③消費者の選好・習慣、④関税分類。
- ⇒ 市場中心のアプローチ

#### 2.2.2 「不利な待遇」の審査

##### ・「不利な待遇」の審査

- ⇒ 国内措置によって輸入産品に悪影響を及ぼすよう市場の競争条件が変更されているかの検討

##### ・規制目的の役割論

- ⇒ 正当な規制目的の存在は「不利な待遇」を治癒できるか否か

##### ・EC-Banana III 事件(1997年)

- ⇒ 「3条4項は1項を特に参照していないため、3条4項における審査は、問題となる措置が国内産品に保護を与えて

いるか否かについての個別的な考慮を必要としない<sup>2</sup>。」

・Dominican Republic-Cigarettes 事件(2005年)における曖昧な言及

⇒「もし輸入産品に対する悪影響が産品の外国原産地とは無関係の要因及び状況によって説明可能である場合、措置による悪影響の存在が必ずしも輸入産品に『不利な待遇』を与えていることを意味しない<sup>3</sup>。」

・EC-Seals 事件(2014年)における展開

⇒ 市場における輸入産品の競争条件への悪影響は、それだけで「不利な待遇」の十分条件となる<sup>4</sup>。

⇒ 「不利な待遇」が存在するのであれば、同種の国内産品に対する「保護主義」が存在するに等しい<sup>5</sup>。

・一段落した3条4項における規制目的の役割論

⇒ 上級委員会は、「規則—例外」という構図を意識し、ガット3条と20条の役割の分担を強調している。

⇒ 正当な規制目的に基づく加盟国の規制権は、20条の文脈で考慮される。

## 2.3 一般的例外条項(20条)—必要性審査及び柱書審査—

### 2.3.1 一般

・ガット20条の位置づけ

⇒ ガットに一応違反する措置を正当化するために援用される例外条項

⇒ 10個の政策目的を列挙しており、これらの目的を達成するための措置を正当化の対象とする。

・ガット20条の要件

⇒① 当該措置が各号の政策目的(10個の限定列挙)のいずれかを達成するために設計されていること

② 当該措置が各号の要件を充たすこと(必要性審査、関連性審査)

③ 当該措置が柱書の要件を充たすこと

⇒ 各号審査と柱書審査で構成される、2段階審査の枠組み

### 2.3.2 各号における審査

・(a) 公徳の保護のために必要な(necessary)措置

・(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

・(d) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置

・(g) 有限天然資源の保存に関する(relating to)措置

#### 2.3.2.1 必要性審査

・伝統的な必要性審査—最小通商阻害性審査—

⇒ 加盟国の保護水準を保障すると同時に、より貿易制限的でない合理的に利用可能な代替措置が存在するか

<sup>2</sup> WTO Appellate Body Report, *EC-Banana III*, para. 216.

<sup>3</sup> WTO Appellate Body Report, *Dominican Republic-Cigarettes*, para. 96.

<sup>4</sup> WTO Appellate Body Report, *EC-Seals*, para. 5.101.

<sup>5</sup> WTO Appellate Body Report, *EC-Seals*, para. 5.115.

⇒ *US-Section 337* 事件(1989年)で初めて導入

⇒ 最小通商障害性審査の適用をめぐる提起されていた諸問題

#### ・新しい必要性審査—比較衡量プロセス—

⇒ *Korea-Beef* 事件(2001年)で初めて導入

⇒ 価値の重要性、措置の貢献度、措置の貿易制限性などの比較衡量を通じて、措置の必要性が検討される。

⇒ 比較衡量プロセスの性質をめぐる論争(比較衡量の対象としての価値の重要性と保護水準)

#### ・必要性審査の現在

⇒ 「比較衡量プロセス」と「最小通商障害性審査」という必要性審査における2段階の審査の枠組みが確立

⇒ 加盟国が設定する措置の保護水準は、比較衡量プロセスを含む必要性審査によって妨げられない。

### 2.3.2.2 関連性審査(省略)

### 2.3.3 柱書における審査

・「同様の条件の下にある諸国の間において恣意的若しくは不当な差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しない」ことを条件とする。

#### 2.3.3.1 一般

##### ・ガット20条柱書の趣旨

⇒ 加盟国の権利行使の態様に注目し、加盟国の権利濫用を防止する機能を果たす。

⇒ 柱書を解釈・適用する作業は、20条の下で例外を援用する加盟国の権利と、ガットの様々な実体的規定の下で保障されている他の加盟国の権利との間における均衡点(line of equilibrium)を探るという精緻な作業である<sup>6</sup>。

#### 2.3.3.2 恣意的又は不当な差別

##### ・Brazil-Retreaded Tyres 事件(2007年)

⇒ 差別の「理由(rationale)」に焦点が当てられるべきとの解釈が展開

⇒ 問題の差別が措置の目的と「合理的な関連性(rational connection)」を有するかが検討される<sup>7</sup>。

⇒ 柱書審査に規制目的を関連づける解釈基準

##### ・複数の規制目的を同時に追求する規制措置

⇒ 差別が「各号段階で暫定的に正当化が認められた政策目的」と調和しうるか(reconciled with)、又は、「合理的な関連性」を有しているか否かが、最も重要な考慮要素の1つであると指摘しながらも、唯一の基準ではなく、規制措置の性質や事案の状況に応じ、追加的な要素が全体的な評価に照らして考慮されなければならない<sup>8</sup>。

#### 2.3.3.3 同様の条件の下にある諸国(省略)

<sup>6</sup> WTO Appellate Body Report, *US-Shrimp*, para. 159.

<sup>7</sup> WTO Appellate Body Report, *Brazil-Retreaded Tyres*, paras. 227, 228, 232, and 258.

<sup>8</sup> WTO Appellate Body Report, *EC-Seals*, para. 5.301.

#### 2.2.4.4 国際貿易に対する偽装された制限(省略)

### 2.4 小括

#### ・ガットにおける国内規制権限

- ⇒ 「規則-例外」の構図のもとで、加盟国の権利・義務の間における均衡点によって確保される。
- ⇒ 加盟国は正当な規制目的を達成するために、国際貿易に影響を与える規制措置を採用する権利を享受する。
- ⇒ ただし、そのような権利の行使は、20条の要件を遵守するような形でなされなければならない。
- ⇒ 加盟国が設定する保護水準は、20条の解釈・適用によって妨げられない。

## 第3章 TBT 協定における国内規制権限

### 3.1 概要

#### ・TBT 協定の趣旨

- ⇒ 技術的障壁(強制規格、任意規格、適法性評価手続)を主な規律対象とし、ガットをより発展させることを目的とする。
- ⇒ 加盟国が正当な目的を達成するために必要であり、かつ、適切と認める水準の措置をとることを保障すると同時に、国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないように確保する、という趣旨が強調されている(前文)。

#### ・TBT 協定の適用・解釈をめぐる論点

- ⇒ ガット 20 条のような一般的例外条項を設けていない構造的な限界をどのように克服すべきか
- ⇒ 正当な規制目的を有する TBT 措置をどのように評価すべきか

### 3.2 無差別原則(2条1項)―「正当な規制上の区別」の基準の導入―

#### ・TBT 協定 2 条 1 項の審査

- ⇒①措置が「強制規格」であるか否か、
- ②問題となっている輸入産品と国内産品が「同種の産品」であるか否か、
- ③輸入産品に対する待遇が同種の国内産品に与えられる「待遇よりも不利」であるか否か<sup>9</sup>

#### 3.2.1 「同種の産品」の判定

#### ・US-Clove Cigarettes 事件の上級委員会

- ⇒ ガット 3 条 4 項と同じく「市場中心のアプローチ」に基づいて同種性を判定すべきことを確認。

#### 3.2.2 「不利な待遇」の審査

#### ・US-Clove-Cigarettes 事件で示された新しいアプローチ

- ⇒ 「措置によってもたらされている、輸入産品の競争条件への悪影響が、もっぱら「正当な規制的区別 (legitimate regulatory distinction)」に起因するものであるか否か」を追加的に検討する審査の導入

<sup>9</sup> WTO Appellate Body Report, *US-Clove Cigarettes*, para. 87.

- ⇒ 当該措置が「公平性のある(even-handed)」形でなされているか否かの検討を伴う<sup>10</sup>。
- ⇒ 加盟国の規制目的を正面から考慮する解釈基準
- ⇒ ガット 20 条の柱書における「恣意的な又は不当な差別」の要件に類似した形で解釈されている<sup>11</sup>。

・新しいアプローチの規範的な根拠

- ⇒ 国際貿易に対する不必要な障壁を防止しようとする願望と、加盟国の規制権への認識との間における均衡点(balance)というのは、ガット 3 条と 20 条の間で確立されている均衡点と異なること<sup>12</sup>。
- ⇒ ガットと TBT 協定は「調和的かつ一貫的な(coherent and consistent)」形で解釈されるべきこと<sup>13</sup>。

### 3.2.3 評価

・TBT 協定における加盟国の権利・義務の均衡点の実現

- ⇒ 一般的例外条項が存在しない TBT 協定の構造的な限界を克服する解釈基準
- ⇒ 「正当な」規制目的の範囲をめぐる問題

### 3.3 必要性原則(2 条 2 項)–比較衡量及び代替措置との比較検討–

・TBT 協定 2 条 2 項の審査

- ⇒ ①問題となっている強制規格が正当な目的の達成を追求するか否か、
- ②強制規格が正当な規制目的を追求するために必要である以上に貿易制限的であるか否か

・正当な規制目的の確認

- ⇒ 2 条 2 項に例示<sup>14</sup>があるが、それらに限らない(開放型)。

・必要である以上に貿易制限的であるか否かの検討

- ⇒ 関連要素(貢献度、貿易制限性、目的の未達成による危険性)の比較衡量及び代替措置の確認する順次的な審査

### 3.3.1 評価

・ガット 20 条の必要性審査との関係

- ⇒ ガット 20 条の文脈で発展した必要性審査に類似する形で展開されている。
- ⇒ 正当な規制目的の範囲が異なりうる(限定列举と開放型)。

### 3.4 小括

・TBT 協定における国内規制権限

- ⇒ 「正当な規制的区別」の基準を導入し、ガットに類似した形で加盟国の権利・義務の均衡点の確保を試みている。
- ⇒ 2 条 1 項及び 2 項は、ガット 3 条 4 項と 20 条(必要性審査及び柱書審査)を合わせたような規範構造となっている。

<sup>10</sup> WTO Appellate Body Report, *US-Clove Cigarettes*, para. 182.

<sup>11</sup> WTO Appellate Body Report, *US-COOL*, para. 349.

<sup>12</sup> WTO Appellate Body Report, *US-Clove Cigarettes*, para. 109.

<sup>13</sup> WTO Appellate Body Report, *US-Clove Cigarettes*, para. 91.

<sup>14</sup> 正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう (TBT 協定 2 条 2 項)。

⇒ 正当な規制目的の範囲に関しては、ガットと TBT 協定の間で非対称性が生じうる可能性がある。

⇒ 上級委員会はそのような非対称性の懸念を否定 (EC-Seals 事件)

## 第 4 章 SPS 協定における国内規制権限

### 4.1 概要

#### ・SPS 協定の趣旨

⇒ SPS (衛生植物検疫) 措置に関連するガットの諸規定、特に 20 条 (b) 号の適用のための規則をより具体的 (elaborate) に定めることを目的とする。

⇒ 人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な措置を採用する加盟国の規制権限を認識しながらも、他方で、そのような権限の行使が保護主義となることを防止する、という趣旨が確認されている (前文)。

⇒ 無差別原則のほか、必要性原則、国際基準及び科学的な根拠に基づく義務などの規律が置かれている。

### 4.2 SPS 協定の主たる権利義務

#### 4.2.1 基本的な権利及び保護水準の決定

##### ・SPS 協定 2 条 1 項

⇒ 人、動植物の生命又は健康を保護するために「必要な」措置をとる加盟国の権利を認めている。

##### ・加盟国が適切と認める「保護水準」を決定する権利

⇒ 「人、動物又は植物の生命又は健康に関する自国の適切な保護水準を変更することを求められることなく」 (前文 6 節)

⇒ 「SPS 措置を制定する当該加盟国が適切と認める保護水準」、「受け入れられる危険性の水準」 (付属書 A (5))。

#### 4.2.2 無差別原則 (2 条 3 項)

##### ・SPS 協定 2 条 3 項

⇒ 同一又は類似する条件の下にある加盟国の中で、恣意的又は不当な差別 (1 文)、及び国際貿易に対する偽装された制限 (2 文) の防止を確保する義務を定めている。

##### ・SPS 協定 2 条 3 項の審査

⇒ ① 差別が存在するかどうか、

② 差別が「恣意的な又は不当な差別」に該当するかどうか、

③ 関連する加盟国の置かれている条件が同一又は類似しているかどうか、

④ 「国際貿易に対する偽装された制限」となるような態様で適用されているか、

⇒ ガット 20 条の柱書審査に類似する構成

##### ・一貫性原則 (5 条 5 項)

⇒ 加盟国が設定した保護水準の一貫性を規律 (国際貿易に対する差別又は偽装された制限の防止)

⇒ 5 条 5 項は、2 条 3 項が想定する同様な結果を導き出すための「具体的なルート」を定める。

## ・5条5項の審査

- ⇒①加盟国がいくつかの状況において異なる保護水準を設定しているか、  
②保護水準が「恣意的又は不当な区別」となっているか、  
③「恣意的又は不当な区別」が「差別又は国際貿易に対する偽装された制限」をもたらすか、  
⇒ ガット 20 条の柱書審査に類似する構成

### 4.2.3 科学的根拠の原則及び危険性評価

#### 4.3.3.1 科学的な原則・証拠に基づく義務(2条2項)

##### ・2条2項における義務

- ⇒①SPS 措置が人、動植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用されること、  
②SPS 措置が科学的な原則に基づいていること、  
③SPS 措置が5条7項に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持されないこと

##### ・SPS 協定 5 条 1 項(危険性評価に基づく義務)と 2 条 2 項

- ⇒ 5 条 1 項は、2 条 2 項が想定する同様な結果を導き出すための「具体的なルート」を定める。  
⇒ 5 条 1 項の違反は、2 条 2 項の違反の推定を生じさせる。

#### 4.2.3.2 危険性評価に基づく義務(5条1項)

##### ・5条1項

- ⇒ SPS 措置をそれぞれの状況において適切な危険性評価に基づいて採用する加盟国の義務を定める。

##### ・「基づいている(based on)こと」

- ⇒ SPS 措置と危険性評価との間に「合理的な関係」が存在すること。  
⇒ SPS 措置と危険性評価との間に「客観的な関係」が存在すること。

##### ・危険性評価の遂行に際して加盟国に与えられる柔軟性

- ⇒ 一定以上の危険性の規模が証明される必要はない。  
⇒ 最小限の手続的な要件をみたしていることを求めている。  
⇒ 加盟国が依拠する根拠は学界における多数説又は主流をなす見解でなくても構わない。

#### 4.4.3.3 暫定的措置(5条7項)

### 4.2.4 必要性原則(5条6項)

- ・SPS 措置が衛生植物検疫上の適切な保護水準を達成するために必要である以上に貿易制限的でないことを確保

##### ・5条6項の審査

- ⇒①技術的及び経済的な実行可能性を考慮して、「合理的に利用可能な代替措置」があるか否か、  
②代替措置が加盟国が認める適切な検疫上の「保護水準」を達成するものであるか否か、



③代替措置が問題の SPS 措置と比べて「相当により貿易制限的な」ものであるか否か

⇒ ガット 20 条における「最小通商阻害性審査」を連想させる審査の枠組み

#### 4.5 小括

##### ・SPS 協定における国内規制権限

- ⇒ 加盟国は検疫上の理由に基づき、SPS 措置を採用する権利を享受する。
- ⇒ そのような権利の行使は、SPS 協定における義務条項を遵守するような形でなされなければならない。
- ⇒ 科学的根拠の原則の意義
- ⇒ 加盟国が適切と認める保護水準は SPS 協定の解釈・適用によって妨げられない。
- ⇒ 危険性評価に関する方法論に関しては、加盟国の広い裁量が認められている。

### 第 5 章 ガット・TBT 協定・SPS 協定の関係(省略)

### 第 6 章 ガット・TBT 協定・SPS 協定における相互参照:国内規制権限への含意

#### ・ガット、TBT 協定、SPS 協定における相互参照

- ⇒ これら 3 協定の間で行われる相互参照は、各協定における解釈基準を相互補完する形で展開されている。
- ⇒ 各協定における国内規制権限にも影響を与えている。

#### 6.1 無差別原則

##### 6.1.1 ガットと TBT 協定

##### ・ガット 3 条 4 項と TBT 協定 2 条 1 項

- ⇒ 両方とも「同種の産品」や「不利な待遇」の概念を用いている。
- ⇒ TBT 協定 2 条 1 項の文脈では、「正当な規制的区別」という追加的な審査が導入され、ガット式の均衡点の確保が試みられている。
- ⇒ ガット 20 条の柱書における「恣意的又は不当な差別」の要件に似た審査が行われている<sup>15</sup>。

##### 6.1.2 ガットと SPS 協定

##### ・ガット 3 条 4 項と SPS 協定 2 条 3 項

- ⇒ ガット 20 条の柱書に類似する構成(恣意的又は不当な差別・国際貿易に対する偽装された制限の防止)
- ⇒ *Brazil-Retreaded Tyres* 事件及び *US-Shrimp* 事件で示された解釈基準が明示的に参照されている。

<sup>15</sup> WTO Appellate Body Report, *US-COOL*, para. 271.

⇒ 各領域(ガットとSPS 協定)で具体化される解釈基準は、相互参照を通じて移植される。

### 6.1.3 小括

#### ・顕著な相互参照

⇒ 根拠:①文言の類似性、②一括受諾の対象(一貫的かつ調和的な解釈)、③同様な均衡点の確保

⇒ これらの根拠は、無差別原則の文脈のみならず、その他の相互参照の場面にも当てはまる。

#### ・各協定における国内規制権限への影響

⇒ 解釈基準の移植により、各協定における均衡点が調整される。

#### ・正当な規制目的の範囲の同化(同様の均衡点を保障するための論理的な帰結として)の可能性

⇒ 限定列举(ガット)と開放型(TBT 協定)

⇒ TBT 協定で認められ、ガットで認められない正当な規制目的は想定されえない(*EC-Seals* 事件)。

⇒ 同様な国内規制権限の範囲へと収斂

## 6.2 必要性原則

### 6.2.1 ガットとTBT 協定

#### ・ガット 20 条における必要性審査とTBT 協定 2 条 2 項

⇒ TBT 協定 2 条 2 項の審査は、ガット 20 条における必要性審査の枠組みと似た形で行われている。

⇒ ガット 20 条の文脈で発展した必要性審査が参照されている(*Korea-Beef* 事件、*Brazil-Retreaded Tyres* 事件)。

### 6.2.2 ガットとSPS 協定

#### ・ガット 20 条における必要性審査とSPS 協定 5 条 6 項

⇒ 「比較衡量プロセス」の審査が想定されていない SPS 協定 5 条 6 項の審査

⇒ SPS 協定 5 条 6 項では、「最小通商阻害性審査」のみで SPS 措置の必要性が問われる。

⇒ 「合理的に利用可能な代替措置」の解釈に関しては、ガットと SPS 協定間の密接な相互参照が予想される。

### 6.2.3 小括

#### ・顕著な相互参照

⇒ 必要性原則の実質的な機能は同様であること、そして、様々な協定間の相互参照が行われ、解釈基準が相互補完されていることを考えると、今後、3 協定における必要性原則がより一貫的かつ調和的な形で発展していくことが予想される。

### 6.3 適切な保護水準の保障

#### ・保護水準を自由に決定する権利

- ⇒ WTO 法における国内規制権限に直結する概念
- ⇒ ただし、各協定で同権利が保障される形は必ずしも同様ではない。

#### 6.3.1 ガットにおける動向

##### ・名文の規定はないが、解釈論として確立

- ⇒ *US-Section 337* 事件で初めて確認されて以来、例外なく確認されてきている。
- ⇒ 今や「根本的な原則 (fundamental principle)」と位置づけられている<sup>16</sup>。
- ⇒ 措置の貢献度に照らして、実際の「保護水準」が客観的に把握されている。

#### 6.3.2 TBT 協定における動向

##### ・文言上の根拠及び解釈論

- ⇒ 「加盟国が適切と考える水準 (at the levels it considers appropriate)」の措置をとる権利」(前文)
- ⇒ 2 条 2 項は保護水準を明示していないが、解釈論として保護水準を決定する加盟国の裁量が認められている。
- ⇒ ガットの文脈と同様、措置の貢献度に照らして、実際の「保護水準」が客観的に把握されている<sup>17</sup>。

#### 6.3.3 SPS 協定における動向

##### ・文言上の根拠及び解釈論

- ⇒ 「自国の適切な保護水準を変更することを求められることなく」(前文)
- ⇒ 定義規定「加盟国が適切と認める保護水準 (付属書 A(5))」
- ⇒ 適切な保護水準を決定するのは、加盟国の「特権 (prerogative)」と理解されている<sup>18</sup>。
- ⇒ SPS 措置の保護水準とは区別される「加盟国が適切と認める保護水準」
- ⇒ 近年の事例においては、パネルがより踏み込んで客観的に保護水準を特定する様相を呈している (*India-Agricultural Products* 事件<sup>19</sup>)。

#### 6.3.4 小括

##### ・保護水準を決定する加盟国の権利の意義

<sup>16</sup> WTO Appellate Body Report, *Brazil-Retreaded Tyres*, para. 210.

<sup>17</sup> WTO Appellate Body Report, *US-Tuna II*, para. 317.

<sup>18</sup> WTO Appellate Body Report, *Australia-Salmon*, para. 199.

<sup>19</sup> WTO Appellate Body Report, *India-Agricultural Products*, para. 5.217.

- ⇒ ガット、TBT 協定、SPS 協定の適用・解釈によって妨げられない特権と位置づけられる。
- ⇒ WTO 法における国内規制権限を象徴する概念であり、加盟国が享受する規制的な自律性を支える最後の砦である。
- ⇒ 紛争処理機関の審査権限は、そのような権利の射程によって制限される。
- ⇒ 一貫した国内規制権限を確保するという意味で、協定間の調和的かつ一環的な解釈の発展が望ましい。

## 6.4 科学的根拠に基づく原則及び国際的な基準との調和原則

### 6.4.1 SPS 協定(省略)

#### 6.4.2 ガット

##### ・科学の規範的な役割を明示していないガット

- ⇒ ガット 20 条の解釈において、加盟国の主張を裏づける証拠として措置の科学的・技術的な根拠が関連する。
- ⇒ SPS 協定の下で発展した科学的根拠についての法理が相互参照を通じて移植されている (EC-Asbestos 事件)。

##### ・国際的な基準の役割を明示していないガット

- ⇒ ガットでは国際的な基準の存在に規範的な役割を与えてはいない。
- ⇒ ガット 20 条の審査において、加盟国の主張を裏付ける証拠として関連する。

### 6.4.3 TBT 協定

##### ・科学の規範的な役割を明示していない TBT 協定

- ⇒ TBT 協定 2 条 2 項は「入手することができる科学上及び技術上の情報」を考慮するよう求めている。
- ⇒ 科学的根拠及び危険性評価の存在は、加盟国の主張を裏付ける証拠として関連する。

##### ・国際的な基準との調和原則を定める TBT 協定

- ⇒ 関連の国際基準が存在する場合、強制規格はそれを基礎として用いる義務 (2 条 4 項)
- ⇒ 国際基準に適合する強制規格は、国際貿易に不必要な障害をもたらさないとの推定 (2 条 5 項)

### 6.5.4 小括

##### ・ガット・TBT 協定・SPS 協定における科学及び国際的な基準の位置づけ

- ⇒ 異なる文言・文脈によって、各協定の解釈において想定されている役割が異なる。
- ⇒ 協定間の相互参照を通じて、解釈基準が相互補完する形で展開され、調和的かつ一貫的な解釈へと導かれている。

## 第 7 章 WTO 法における審査基準

## 7.1 審査基準の定義

### ・審査基準(standard of review)とは

- ⇒ 司法機関が立法機関若しくは規制当局の決定に与えるべき敬讓(deference)又は配慮の程度と定義される。
- ⇒ パネルは、加盟国の決定や選択を自ら再評価(second-guess)し、異なる結論を導き出すことができるか
- ⇒ *de novo* 審査と、加盟国の決定に対する完全なる敬讓(total deference)の両極端的な形が想定されている。

## 7.2 WTO 法における審査基準の動向

### 7.2.1 パネルの役割と客観的な評価

#### ・審査基準としての DSU11 条

- ⇒ パネルに付託された問題の客観的な評価(objective assessment)をするよう求める DSU11 条
- ⇒ *de novo* 審査ではなく、加盟国の決定に対する完全な敬讓でもなく、事実の「客観的な評価」が求められる。
- ⇒ 適用されるべき審査基準の厳格さを明らかにするものではない。

#### ・WTO 初期の事例(*Japan-Apples* 事件及び *US-Continued Suspension* 事件のパネル)

- ⇒ むしろ *de novo* 審査に近く位置づけられる審査基準が展開
- ⇒ パネルが自ら最も適合すると判断する証拠を、「正しい(correct)」科学として認定する様相

### 7.2.2 審査基準の新たな概念化(*US-Continued Suspension* 事件)

#### ・紛争処理機関の審査権限を明確化(*US-Continued Suspension* 事件の上級委員会)

- ⇒ パネルの任務は、加盟国が行った危険性評価が「正しい」か否かを決定することではなく、むしろ、危険性評価が一貫した論証及理由づけ(coherent reasoning)と信頼できる科学的証拠によって支持されているか、すなわち、客観的に正当化(objectively justifiable)できるかを評価すること<sup>20</sup>。
- ⇒ パネルが検討すべき4つの要素:①SPS 措置が採択された科学的な根拠の確認、②科学的な根拠が信頼できる出典から導き出されたものであるかの検証、③科学的な根拠について提示される論証及び理由づけが客観的かつ一貫的であるかの確認、④危険性評価の結論が SPS 措置を十分に支持しているか否かの確認<sup>21</sup>。
- ⇒ 従来事例で採用されてきた審査基準に比べて、加盟国の決定に柔軟性を与えるものと評価できる。

### 7.2.3 合理性に焦点を当てた審査基準の確立(*Australia-Apples* 事件)

#### ・依然として厳格な審査を想定

<sup>20</sup> WTO Appellate Body Report, *US-Continued Suspension*, para. 590.

<sup>21</sup> WTO Appellate Body Report, *US-Continued Suspension*, para. 591.

- ⇒ 2つの側面、すなわち、危険性の評価者が依拠している科学的な根拠についての検討と、そのような根拠に依拠して提示される論証及び理由づけは区別されるべきであり<sup>22</sup>、後者については、依然として厳格な審査を予定されている。
- ⇒ 加盟国は自分の証拠及び主張が、合理的に SPS 措置を裏付けることを証明しなければならない。
- ⇒ 加盟国の自己判断が無条件に受け入れられるような審査基準ではない。

### 7.3 その他の国際法の分野への移植可能性(省略)

### 7.4 小括

#### ・審査基準の評価

- ⇒ 紛争処理機関の審査権限の限界が具体化され、加盟国の規制的な裁量が保障されるような方向へと変遷している。
- ⇒ 審査基準の焦点は、科学的根拠の正しさではなく、提示される理由づけの客観性及び一貫性である。
- ⇒ 紛争処理機関の審査権限と加盟国が保持すべき管轄権的な権限との間における適切な均衡点を意識した審査基準

### 結論

#### ・WTO 法における国内規制権限の評価

##### ・関連規定の規範構造の明確化

- ⇒ 事例の集積に伴い、関連規定の規範構造が明らかになるにつれて、紛争処理機関が加盟国の国内規制権限を意識した解釈を展開する規範的な根拠が確立されている。
- ⇒ 紛争処理機関は、貿易の自由化を極端に優先する解釈を回避し、貿易自由化の価値と加盟国の規制権との間における適切な均衡点に焦点を当てた解釈を展開するよう求められる。

##### ・審査基準のあり方が確立

- ⇒ 紛争処理機関が審査可能な部分と審査不可能な部分の境界線が明確になっている。
- ⇒ 紛争処理機関には、自分の審査権限と加盟国の規制主権との間における均衡点を反映した審査基準を導き出すよう求められる。

##### ・相互参照によって、調整される貿易自由化の目的と国内規制権限の均衡点

- ⇒ 相互参照によって移植される解釈基準により、各協定における国内規制権限の範囲も影響を受けている。
- ⇒ 3 協定における一貫した均衡点の確保を目指して、各協定における国内規制権限の範囲が調整されている。
- ⇒ 相互参照によって移植される審査基準は、ガット、TBT 協定、SPS 協定に均一に適用される。

##### ・今後の展望・課題

---

<sup>22</sup> WTO Appellate Body Report, *Australia-Apples*, para. 215.